

佐賀県訓令甲第6号

県民環境部くらしの安全安心課

くらしの安全安心課の消費生活・計量及び交通・地域安全業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（平成16年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>くらしの安全安心課の消費生活・計量及び交通・地域安全業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、<u>くらしの安全安心課の消費生活・計量及び交通・地域安全業務に従事する職員</u>（以下「職員」という。）の週休日及び勤務時間の割振りに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>くらしの安全安心課の消費生活及び食育・計量業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、<u>くらしの安全安心課の消費生活及び食育・計量業務に従事する職員</u>（以下「職員」という。）の週休日及び勤務時間の割振りに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。